

第38回松伏町文化協会文化祭開催要項

- 1 趣 旨 町民参加による芸術文化の祭典で、さまざまな文化団体や個人が発表の場を通して、地域に根ざした文化の向上とお互いの交流を推進する。
- 2 名 称 第38回松伏町民文化祭
- 3 テ ー マ みんなでつくろう文化祭
- 4 主 催 松伏町文化協会
- 5 後 援 松伏町、松伏町教育委員会
- 6 開催日時 平成25年11月3日(日)
展示の部 9:30~16:00
アトラクションの部 9:00~16:00
(開会式 9:00~)
- 7 会 場 松伏町中央公民館 田園ホール・エローラ
- 8 内 容
 - (1) 展示
書道、写真、美術作品、手工芸、陶芸、囲碁、将棋、小中学校生徒作品
その他実行委員会が認めたもの
 - (2) アトラクション
民謡、民舞、詩吟、吟舞、ダンス、カラオケ、コーラス、楽器演奏、獅子舞
その他実行委員会が認めたもの
 - (3) 昔のあそび体験(一般町民が当日参加できるもの) 10:00~14:30
お手玉、おはじき、笛、ペットボトル風車、ミニ凧、竹馬
 - (4) 各団体主催による自由参加コーナー(一般町民が当日参加できるもの)
囲碁(縁台囲碁)、将棋(縁台将棋)、写真、似顔絵
 - (5) 独自の催しもの(作品販売等)
 - (6) 模擬店 パン等(ゆめみ野工房)
 - (7) 福引き

9 文化団体加盟者

- (1) 展示物については、原則として未発表であり、限られたスペースの中で展示可能なものとする。(破損のおそれのある作品や高価な物は避ける。)
- (2) 作品を販売する場合、町民文化祭の趣旨を逸脱しない程度とする。
- (3) アトラクションについては、決められた時間内をお願いします。

10 一般参加者

- (1) 町内在住、在勤、在学者で個人・団体は問わない。
- (2) アトラクションについては1人1部門(個人参加での重複は認めない)
- (3) 展示物は破損のおそれのある作品や高価な物は避ける。
- (4) 作品を販売する場合、町民文化祭の趣旨を逸脱しない程度とする。
- (5) 事務局まで参加申込書を提出する。なお、申請期限は展示、アトラクションともに8月30日(金)までとする。
- (6) 参加費負担及び人的負担あり(第3回文化祭実行委員会、当日準備・後片付け参加)
- (7) 9月中旬～下旬に一般参加者説明会を開催する。

11 搬入・搬出

- (1) 搬入 11月2日(土)
9:00からパネル・イス等を各部屋まで搬入する。
パネル・イス等の搬入後、「みんなで歌おう」のリハーサルを行う。
リハーサル終了後の各団体の展示物の搬入・飾りつけは17:00までに行う。
- (2) 搬出 11月3日(日)
16:00から17:00までに展示作品は必ず搬出する。
指定時間内に搬出しない作品は、保管に関しその責任を負わない。

12 経 費

松伏町民文化祭助成金及び松伏町文化協会予算及び一般参加者参加費をもって充てる。